

パブリックコメント手続結果

令和 3 年 3 月 29 日

|                    |                    |        |                  |
|--------------------|--------------------|--------|------------------|
| 案件名                | 第5次ひがしまつやま共生プラン（案） |        |                  |
| 案の公表期間<br>（意見募集期間） | 令和2年11月2日          | （月）    | ～ 令和2年11月24日 （火） |
| 意見提出者数             | 3                  | 人      |                  |
| 担当部署<br>（問合先）      | 市民生活 部             | 人権推進 課 | （男女共同参画 グループ）    |
|                    | Tel (0493) 21-1416 | （直通）   | 東松山市役所本庁舎 2階     |

●提出された意見の概要及び市の考え方

| No. | 提出された意見の概要   | 意見に対する市の考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | <p>第5次共生プランの冒頭（1）プラン策定の趣旨では、アンケートや意識調査の結果から性別役割分担意識や性差の偏見・固定観念・無意識の思い込み等、色濃く残っている現状分析がされている。その解決のため継続的に多方面から根気よく様々な取組が推進されるよう指摘され、さらに実効性の高いプラン策定も宣言されている。それを受けて第2章プランの基本的考え方（1）プランの基本理念（1～6）（2）プランの基本目標（I～IV）もしっかり策定されている。</p> <p>しかし、（3）プランの体系（P4）～最後の第4章まで、現在の共生プランより大幅に後退・弱体化した内容となっている。いわば竜頭蛇尾である。問題点は大きく3点に整理できる。</p> <p>（ア）市民参加をことごとく排除していること（民生児童委員との連携もカット、P16地域社会の項目）。</p> <p>（イ）市民全体への啓発活動（セミナー・フォーラム）の廃止</p> <p>（ウ）「施策の内容」の「主な取組」が大幅に減っているため、担当部署が大幅に減っていることである。</p> <p>個々に見ていくことにする。</p> <p>（a）P4（3）プランの体系では「広報・啓発活動の推進」という現プランの文言がカットされている。</p> <p>（b）P3基本目標Ⅲ「市民及び事業者と協力し」とあるが、P4（7）でも現プランにあった「市政への市民参加の促進」もカットされている。</p> <p>（c）P7教育・学習の充実①学校教育における推進の取組、ここでも教職の研修参加促進・人権教育の推進・いじめ問題への対応の充実という文言がカットされている。</p> <p>（d）特に問題なのはP2第4章プランの推進体制である。「市民と情報・意見交換」とあるが具体性がない。この市民とは？従来、さわやかネット連絡会・情報紙「ほっとらいん」編集協力の公募市民と具体的であった。</p> <p>国や県がどんなに立派な法や条例を作っても、生活に密着した地元自治体で、より多くの市民とより多くの行政担当者が意識改革の推進をしなければ、長年の因習は変えられない。男女共同参画を大切にす町こそ誰もが住みやすい町。具体的な市民の参加を位置づけること・市民全体への啓発活動を続けること・より多くの部署が関わること。第5次プランの見直しを切に願わずにいられない。</p> | <p>（ア）「民生委員・児童委員活動との連携」については、第5次プランのP14の施策No.18に移動して掲載しています。</p> <p>（イ）第5次プランのP7施策No.5に「各種セミナー・講座の開催」と記載しており、今後も周知・啓発を行います。</p> <p>（ウ）男女共同参画に特化したプランとし、重複する施策・取組を統合して記載しているため、減少しています。</p> <p>（a）「広報・啓発活動の推進」については、削除したのではなく、第5次プランでは、「市広報紙や市ホームページ等を活用した男女共同参画の啓発」、「各種セミナー・講座の開催」、「出前講座の開催」と記載しています。</p> <p>（b）この施策の内容は、パブリックコメント制度の実施を庁内各課に対して推進していく、という取組です。現状では、計画策定時にパブリックコメントを行うことが全庁的に浸透しているため、P2の「プランの位置づけ」に記載しています。</p> <p>（c）「教職員等の研修への参加促進」、「人権教育の推進」、「いじめ問題への対応の充実」は、人権に関する施策であるため見直し、男女共同参画に特化したプランとしました。</p> <p>（d）第5次プランでは、今後、より広く市民の方や様々な関係機関と連携・協力していく考えから、団体名等の具体的な固有名称は記載しないこととしました。</p> |
| 2   | <p>2章プランの体系と3章プランの内容はとても良く理解でき、進めてほしい。</p> <p>一方で、4章の推進となると、一気にトーンダウンしている。それは、2章や3章で目標を掲げても、その実行体が見えないからだと思う。つまり、組織の中の個人や市民が動くことが必要だと思う。</p> <p>情報の収集や啓発、学習会等実践し、意見を上げる市民を具体的に募集し、住み良いまちづくりに参加させてほしい。</p>  | <p>今後も、市民の方と情報交流、意見聴取等を通じて計画の推進を図ります。</p> <p>市民意識調査、アンケート調査、パブリックコメント等による市民からの意見聴取のほか、東松山市男女共同参画審議会委員等の公募を行い市政に参加していただくとともに、セミナーや講座を通じて周知・啓発を行います。</p>  |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 3 | <p>P4「男女の人権を尊重する意識づくり」の「(1) 男女の共同参画意識の啓発」の項で第4次共生プランにはあった「③男女共同参画に関する情報の収集と提供」が削除された理由は不明、同じく「(7) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画の促進」の項で「③市政への市民参加の促進」が第5次で削除されている。これらは4章の「プランの推進体制と進行管理」の「(市民と) 情報交流・意見交換を通じて、計画の推進を図る」という項目の削除、さわやかネット連絡会の廃止や市政への市民参加や情報の収集に努めて市民へ情報を提供する姿勢の後退ではないか。</p> <p>P23の「(3) 推進指標」で例えば男女の人権を尊重で、第4次プランでは平成25年実績が18.2%なのに第5次プランの平成30年度の実績が14.3%となっている。実績が後退しているのにその分析をせず、令和7年度の目標を20%にするとか、男性市職員の育児休業取得率も第4次プランの平成25年の実績6.25%が第5次共生プランの令和元年の実績0%と後退しているにも関わらず令和7年度の目標が13%となっている。</p> <p>第5次共生プランは総じて目標値を達成するための具体性に欠けていると言わざるを得ない。</p> <p>具体化するには第4次の目標が未達の原因分析が欠かされていない。PDCAサイクルが回っていない。</p> | <p>「③男女共同参画に関する情報の収集と提供」は、第5次プランのP4(1)「②男女共同参画に関する情報の収集と提供」に記載しています。</p> <p>(7)「③市政への市民参加の促進」の施策の内容は、パブリックコメント制度の実施を庁内各課に対して推進していく、という取組です。現状では、計画策定時にパブリックコメントを行うことが全庁的に浸透しているため、P2の「プランの位置づけ」に記載しています。</p> <p>今後も、市民の方と情報交流、意見聴取等を行うほか、各種セミナーや講座を開催し、様々な関係機関と連携・協力して男女共同参画の周知・啓発を行います。</p> <p>推進指標については、過去のデータの推移、今後の見通し等を勘案し、適切な数値へと見直しを行いました。</p> <p>男性市職員の育児休業取得率については、令和2年度から令和7年度までを計画期間とする東松山市特定事業主行動計画「子育てと女性活躍応援プラン」に掲げる目標値との整合を図ったものです。目標設定に当たっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」において、令和7年度までに男性職員の育児休業取得率を30%にする旨の目標が掲げられていることを踏まえ、本市においても、30%と変更しました。</p> |
|---|--|--|